

千葉県報

号外
令和5年3月17日

主要目次

- 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則の一部を改正する規則
- 千葉県生涯大学校管理規則の一部を改正する規則

規則

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七十六号の五の次に次の一号を加える。

七十六の六 登録飼養衛生管理者への豚熱予防液交付手数料

別表第二第九十三号中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）」に改め、同表第九十八号からソまでを次のように改める。

タ 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料

レ 公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料

ソ 公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料

別表第二第九十八号の二中ミをヒとし、ソからメまでをナからエまでとし、レをツとし、次のように加える。

ネ 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第二第九十八号の二中タをソとし、同号ヨ中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同号中ヨをレとし、カをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第二第九十八号の二中ワをカとし、又からラまでをルからワまでとし、リの次に次のように加える。

のように加える。
又 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料
別表第二第七号中マをフとし、リからヤまでをルからケまでとし、チの次に次のように加える。

リ 特定自動運行許可申請手数料

又 特定自動運行計画変更許可申請手数料

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第九十三号の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五号

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則の一部を改正する規則

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則（平成十三年千葉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則

第一条を削る。

第二条中「条例」を「千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第三条を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県生涯大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六号

千葉県生涯大学校管理規則の一部を改正する規則

千葉県生涯大学校管理規則（昭和五十三年千葉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る」を削る。

第六条中「及び造形学部」を削り、「共通科目」を「基礎科目」に改める。
第八条第一項ただし書を削る。
第十条中「又は造形学部」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き生涯大学の健康・生活学部₍₁₎に在学している者に係る当該学部の授業科目については、改正後の千葉県生涯大学校管理規則第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第六条、第八条第一項及び第十条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例(令和五年千葉県条例第九号)附則第三項の規定により造形学部が存続している間、当該学部については、なおその効力を有する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先